

提出していただく書類の選定方法

黄色の確認票に○をつけた記号によって、添付していただく書類が異なります。下図の左又は右のどちらかで、ご自身の必要な書類を選定してください。

確認票の「ア」と「カ」に○を付けた方 (個人事業主又は一人親方)

令和3年分の所得税の確定申告書Bのコピーを準備し、裏面の(1)諸注意事項をご覧ください。

確定申告書Bのコピーは準備できましたか？

はい

いいえ

業種が確認できますか？

★ 例えば、職業欄で「自営業」などとなっても、屋号・雅号欄で「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの記載がある場合は、業種が確認できるとみなします。

はい

いいえ

〔提出書類〕

・「確認票」
・「確定申告書B」のコピー

〔提出書類〕

・「確認票」
・「確定申告書B」のコピー
・「業種が確認できる書類」
右の①～⑦の書類の中から業種のわかるものを提出してください。用意できない場合第三者の証明書を提出ください。【注1】

「個人事業主または一人親方であること」が確認できる書類として、次に掲げた書類の中から提出できるものはありますか？

- ① 令和3年分青色申告決算書のコピー（青色申告書）
- ② 令和3年分収支内訳書のコピー（白色申告書）
- ③ 労災保険特別加入証明書のコピー（令和3年度以降有効なもの）
- ④ 請求書、見積書、請負契約書のコピー（1年以内のもの）
- ⑤ 個人事業所の開業届のコピー（1年以内に申告したもの）
- ⑥ 建設業許可通知書のコピー（有効期間内のもの）
- ⑦ 都道府県等の公的機関が発行した証明のコピー（例：登録電気工事業者登録証等）（有効期間内のもの、もしくは3か月以内に証明を受けるもの）

はい

いいえ【注1】【注2】

用意いただいた書類で、業種が確認できますか？（左上★の例と同じ）

はい

いいえ【注1】

はい

いいえ

〔提出書類〕

・「確認票」
・「用意いただいた書類」のコピー

〔提出書類〕

・「確認票」
・「用意いただいた書類」のコピー
・「第三者の証明書」

〔提出書類〕

・「確認票」
・「第三者の証明書」

〔提出書類〕

所属支部へお問い合わせください。

確認票の「ア」と「キ」に○を付けた方 (個人事業所の従業員)

令和3年分の源泉徴収票のコピーを準備し、裏面の(2)諸注意事項をご覧ください。

源泉徴収票のコピーは準備できましたか？

はい

いいえ

事業所名などにより業種が確認できますか？

☆ 例えば、「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの屋号の場合は、業種が確認できるとみなします。

はい

いいえ

〔提出書類〕

・「確認票」
・「源泉徴収票」のコピー

〔提出書類〕

・「確認票」
・「源泉徴収票」のコピー
・「雇用証明書」
源泉徴収票が準備できる方でも、事業所名などにより業種が確認できない場合は、「雇用証明書」の提出が必要です。

雇用証明書を提出できますか？

☆ 雇用証明書は、当国保組合からお送りしました書式でなくても、業種及び個人事業所に雇われていることが確認できるものであれば可とします。ただし、事業主が証明した日より1年以内のものである必要があります。

はい

いいえ

〔提出書類〕

・「確認票」
・「雇用証明書」

〔提出書類〕

所属支部へお問い合わせください。

【注1】 設計業、測量業、地質調査業は、業種の確認書類として第三者の証明書を使用することはできません。これらの方々は資格を要する業種であるため、⑦等何かしらの書類が提出できるものと考えられるためです。設計業、測量業、地質調査業で確認書類を用意できない方は、所属支部にお問い合わせください。

【注2】 裏面の「確定申告書Bの諸注意事項」の[事業専従者の方へ]をご覧ください。

(1)確定申告書Bの諸注意事項

令和03年分として税務署に提出した控え。

個人番号が記載されない控用の
コピーを提出してください。

この職業欄で業種を確認します。
職業欄が空欄であったり、会社員、自営業、販売、修理などが記載されている場合、業種が確認できません。ただし、例えば屋号・雅号欄で「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの記載がある場合、業種が確認できるとみなします。

[illegible]

可)

種類	青色	分離	国出	損失	修正	特異の 表示	特異
営業等	☐	☐	㊦	3211			
農業	☐	☐	㊦				

* 金額を伏せたい方はマジックで1,000円以上のケタを塗りつぶしてください。

[事業専従者の方へ]

一緒に仕事をしている配偶者や子息の事業専従者（個人事業主の同一世帯者、一人親方の同一世帯者）としての扱いになっているために、ご自身で確定申告をされていない場合は、その配偶者や子息の確定申告書Bの第一表、第二表（事業専従者に関する事項に氏名が記載されているもの）のコピーを提出してください。

令和○年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所
氏名
フリガナ

○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」 及び（法人番号又は所在地等）	収入金額	源泉徴収税額
			円	円

④ 源泉徴収税額の合計額

○総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項（⑪）

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡（短期）	円	円	円
一時			

○特例適用条文等

○配偶者や親族に関する事項（㉔～㉚）

氏名	個人番号
※ 個人番号は複写されません	
※ 個人番号は複写されません	
※ 個人番号は複写されません	
※ 個人番号は複写されません	
※ 個人番号は複写されません	
※ 個人番号は複写されません	

○事業専従者に関する事項（㉓）

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・仕事の内容	事業専任者（控除対象）
※ 個人番号は複写されません		専大 親大	年 月 日	月	円
※ 個人番号は複写されません		専大 親中	年 月 日	月	円
※ 個人番号は複写されません		専大 親小	年 月 日	月	円

○住民税・事業税に関する事項

○社会保険料控除等に関する事項（⑬～⑮）

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整以外
⑬ 社会保険料	円	円
⑭ 国民年金保険料	円	円
⑮ 厚生年金保険料	円	円
⑯ 介護医療保険料	円	円
⑰ 地震保険料	円	円
⑱ 旧長期損害保険料	円	円

○本人に関する事項（⑲～㉑）

結婚	勤労学生	障害者	特別障害者
☐ 既婚 ☐ 生前婚姻 ☐ 再婚	☐ 勤労学生 ☐ 専業主婦・主夫	☐ 障害者 ☐ 特別障害者	☐ 特別障害者

○雑利雑損に関する事項（㉒）

雑利の金額	雑損の金額	雑損を受けた資産の種類など
円	円	円

○寄附金控除に関する事項（㉓）

寄附金の金額	寄附金の種類
円	円

第二表

(2)源泉徴収票の諸注意事項

令和3年分と書かれているもの。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)										
		(氏職名)										
		氏名 (フリガナ)										
		種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額				
		内	千	円	千	円	千	円	千	円	円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額	控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
				特 定	老 人	そ の 他	特 別		そ の 他			
		有	無	千	円	人	人	人	人	人	人	人
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		月								
内		千		円		千		円				
321		927										
控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数												
(源泉・特別)控除対象配偶者		氏名	氏 分	配属者の合計所得		国民年金保険料等の金額		基礎控除の額		所得金額調整控除額		
控 除 対 象 扶 養 親 族		1	氏名	氏 分	16歳未満の扶養親族		国民年金保険料等の金額		基礎控除の額		所得金額調整控除額	
		2	氏名	氏 分								
		3	氏名	氏 分								
		4	氏名	氏 分								
未成 年 者		外 国 人	死 亡 退 職	災 害 罹 害	乙 種 別	本人が障害者 特 別 他	第 一 種 第 二 種	第 三 種 第 四 種	第 五 種 第 六 種	第 七 種 第 八 種	第 九 種 第 十 種	
支 払 者		住所(居所) 又は所在地	(受給者交付用)									
			氏名又は名称									

個人番号が記載されない受給者交付用のコピーを提出してください。

* 金額を伏せたい方はマジックで1,000円以上のケタを塗りつぶしてください。

事業所名が「〇〇工務店」
店」などの屋号の場合は、業
きるとみなします。ただし、支
種が確認できない場合は、届
が必要になります。

個人番号が記載されない受給者交付用の
コピーを提出してください。

店」などの屋号の場合は、業種が確認できるとみなします。ただし、支払者欄で業種が確認できない場合は、雇用証明書が必要になります。

[言葉の説明 1]

1. 「業種」は、あなたが携わっている仕事の分類です。
2. 「状況」は個人事業主、個人事業主の同一世帯者、一人親方、一人親方の同一世帯者、個人事業所の従業員のいずれかです。
3. この表の「確定申告書」は所得税の確定申告書です。

[言葉の説明 2]

1. 「個人事業所の従業員」は、株式会社や有限会社などの法人事業所ではなく、常時従事する従業員数が5人未満の個人事業所に従事している方です。
2. 「一人親方」は、従業員を常時使用せずに一人で仕事をしている方です。
3. 「個人事業主」は、株式会社や有限会社など法人事業所ではない個人事業所で従業員を常時使用している方です。

◎当国保組合が「確定申告書B」または「源泉徴収票」の提出を推奨する理由

厚生労働省の指導により、あなたのお仕事とあなたの状況が確認できる書類として、税務署または市町村への申告書類が挙げられているためです。

(注) 確定申告書Bにあっては「控用」を、源泉徴収票にあっては「受給者交付用」のコピーを提出してください。税務署提出用のコピーしか手元にない場合は、個人番号(マイナンバー)をマジックで塗りつぶしてから提出してください。これは、他の確認書類を提出する場合であっても同じです。